

令和 4 年第 5 回岐阜県議会定例会

条例その他議案
関 係 資 料

令和 4 年 1 2 月 2 日

目 次

議第140号関係	1
議第149号関係	2

橋爪大橋上部工事の請負契約について

県土整備部道路建設課

工 事 名：公共社会資本整備総合交付金（改築）（債務）（一）養老垂井線（仮称）橋爪大橋上部工事

工事場所：養老郡 養老町 橋爪 地内

工事概要：一般県道養老垂井線は、養老郡養老町を起点とし、不破郡垂井町に至る総延長約10kmの路線であり、地域の経済活動や通勤・通学路、地元住民の生活用道路、並びに名神高速道路養老SAスマートICへのアクセス道路としての役割を有している。

本事業は、当該路線が一級河川^{まきたがわ}牧田川を渡河する区間において、幅員狭小によるすれ違い困難箇所の解消や、歩行者等の安全な交通の確保、並びに名神高速道路養老SAスマートICへのアクセス性の向上を目的として整備を進めている。

本工事は、牧田川を渡河する（仮称）橋爪大橋の上部工の製作・架設を行うものである。

工事内容：橋梁上部工工事

（仮称）橋爪大橋

橋長：303.50m 幅員：9.50m 鋼材重量：530t

製作工・架設工・仮設工 N=1式

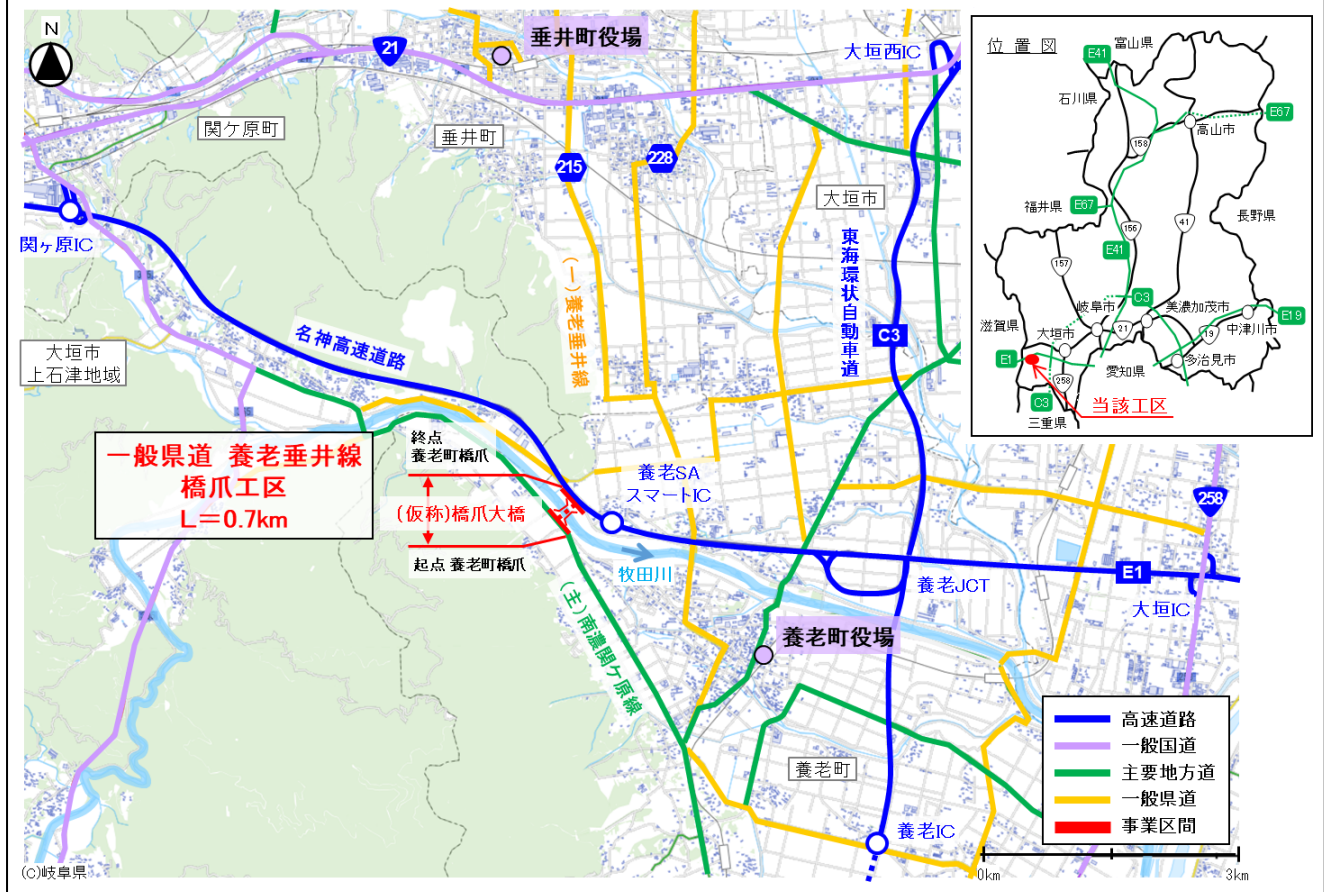
工 期：契約日 から 令和7年3月20日限り（約27ヶ月）

予定価格：718,841,200円（税込）

契約金額：680,900,000円（税込）

契約の相手方：^{しのだ}篠田・^{よこがわ}横河特定建設工事共同企業体

位 置



中部縦貫自動車道（安房峠道路）の 料金に係る障害者割引制度の変更について

県土整備部道路建設課

1. 議案の概要

中日本高速道路株式会社が中部縦貫自動車道（安房峠道路）の料金に係る障害者割引制度を変更することについて、協議に応ずるもの。

2. 協議の内容

(1) 割引対象となる自動車の範囲の拡大

○変更内容

【変更前】：本人又はその親族等が所有する自家用車両に限定

【変更後】：レンタカー、車検時の代車、タクシー等を追加

○変更理由

自家用車を保有していない又は事前登録した自動車がやむを得ず使用できないなどの理由から、障害者割引の適用を受けられない障害者に配慮するもの

(2) 申請手続におけるオンライン申請の導入

○変更内容

【変更前】：市町村の福祉担当窓口における申請に限定

【変更後】：有料道路会社共同のオンライン申請窓口を追加

○変更理由

申請者の利便性向上と市町村の事務負担の軽減を図るもの

<参考>

障害者割引：障害者の自立と社会経済活動への参加を支援するため、通勤、通学、通院等の日常生活において有料道路を利用する障害者を対象に、通行料金の50%の割引を適用するもの

		現行	変更
対象となる 自動車の範囲 【1人1台 要件緩和】	本人運転	<ul style="list-style-type: none"> 本人(その親族等)の自家用車両 	(追加) <ul style="list-style-type: none"> レンタカー、 車検時の代車等
	本人以外 が運転 (本人同乗)	<ul style="list-style-type: none"> 本人(その親族等)の自家用車両 日常的な介護者の自家用車両 	(追加) <ul style="list-style-type: none"> レンタカー、 車検時の代車等 タクシー (介護タクシー等含む)
申請窓口 【申請手続のWEB化】		各市町村の福祉担当窓口	(追加) 有料道路会社共同の オンライン申請窓口